

平成 30 年度 第 1 回東区協議会次第

日時：平成 30 年 4 月 26 日（木）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

1 開会

2 区長あいさつ

3 委嘱書の交付

4 区協議会委員自己紹介

5 職員の紹介

6 議事

(1) 会長及び副会長の選任について

ア 選任方法について

イ 会長及び副会長の選任について

(2) 協議事項について

ア スポーツ施設の使用料の見直しについて 【スポーツ振興課】

イ 遠州灘海浜公園（篠原地区）への野球場整備について

【公園課、スポーツ振興課】

ウ 平成 30 年度地域力向上事業（助成事業）の提案について

【区振興課】

(3) 報告事項について

平成 30 年度浜松市東区区政運営方針について

【区振興課】

(4) 地域課題について

7 その他

(1) 東区の取り組み

(2) その他

(3) 5 月の開催予定 平成 30 年 5 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から

会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

8 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	スポーツ施設の使用料の見直しについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【現状及び背景】 スポーツ施設の使用料については、消費税率変更等の見直し以外は、実施していない状況である。</p> <p>【課題等】 結果として、施設使用料については、同規模施設でありながら、使用料に差違が生じている。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>【調整内容】 公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から、施設区分ごとに統一基準を設け、受益者負担の適正化を図る。 今後については、体育館、運動場等の種類ごとに、規模・整備レベルにより分類し、料金統一を図る。 料金改定時期：平成31年4月</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	平成30年5月議会 条例改正 平成31年4月 施行				
担当課	スポーツ振興課 公園課	担当者	スポーツ振興課 柳原 小柳 公園課 井村	電話	スポーツ振興課 457-2421 公園課 457-2353

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

利用料金改定の方針

施設区分ごとに「統一基準」を設け「同一料金」とする

施設区分	料 金
野球場	1, 740円/2時間
運動広場	1, 740円/2時間
テニスコート	1, 080円/2時間
体育館 A	3, 440円/2時間（全面使用）
体育館 B	700円/2時間（全面使用）
武道場	400円/2時間
弓道場	600円/2時間

今後、利用料金改定を行う施設（施設区分ごと）

施設区分（名称）	所在区	あるべき料金	現行料金 (2時間)	改定後料金 (1.5倍以内)	改定時期
野球場					
和地山公園	中	1,740円	1,330円	1,740円	H32.4
細江総合グラウンド	北		1,210円	1,740円	H32.4
運動広場					
雄踏グラウンド	西	1,740円	360円	540円	H31.4
雄踏総合公園 (多目的スポーツ広場)	西		1,020円	1,530円	H31.4
舞阪乙女園グラウンド	西北		480円	720円	H33.4
細江総合グラウンド	北		1,210円	1,740円	H32.4
テニスコート					
高丘公園	中	1,080円	1,130円	1,080円	H32.4
安間川公園	東		1,020円	1,080円	H32.4
ゆたか緑地	東		1,020円	1,080円	H32.4
雄踏総合公園	西		1,130円	1,080円	H31.4
新橋体育センター	南		1,020円	1,080円	H31.4
可美公園	南		1,020円	1,080円	H31.4
引佐総合公園	北		1,130円	1,080円	H32.4
引佐総合体育館(庭球場)	北		640円	960円	H32.4
美蘭中央公園	浜北		420円	630円	H31.4
明神池運動公園	浜北		420円	630円	H31.4
春野ふれあい公園	天竜		1,070円	1,080円	H31.4
天竜庭球場	天竜		430円	640円	H33.4
体育館A					
可美公園(体育館)	南	3,440円	4,420円	3,440円	H31.4
新橋体育センター	南		2,580円	3,080円	H31.4
舞阪総合体育館	西		3,700円	3,440円	H33.4
雄踏総合体育館	西		3,080円	3,440円	H31.4
引佐総合体育館	北		1,760円	2,640円	H32.4
水窪総合体育館	天竜		400円	600円	H33.4
体育館B					
三ヶ日B&G海洋センター (アリーナ)	北	700円	720円	700円	H35.4
細江体育センター	北		520円	700円	H32.4
サンライフ浜北	浜北		740円	700円	H31.4
天竜体育館	天竜		1,120円	700円	H33.4
武道場					
天竜武道館	天竜	400円	260円	390円	H33.4
弓道場					
浜北武道館(弓道場)	浜北	600円	440円	600円	H31.4

今後、利用料金改定を行う施設（区ごと）

所在区	施設名称	施設区分	あるべき料金	現行料金 (2時間)	改定後料金 (1.5倍以内)	改定時期
中	高丘公園	テニスコート	1,080円	1,130円	1,080円	H32.4
	和地山公園	野球場	1,740円	1,330円	1,740円	H32.4
東	安間川公園	テニスコート	1,080円	1,020円	1,080円	H32.4
	ゆたか緑地	テニスコート	1,080円	1,020円	1,080円	H32.4
西	雄踏グラウンド	運動広場	1,740円	360円	540円	H31.4
	雄踏総合公園 (多目的スポーツ広場)	運動広場	1,740円	1,020円	1,530円	H31.4
	舞阪乙女園グラウンド	運動広場	1,740円	480円	720円	H33.4
	雄踏総合公園	テニスコート	1,080円	1,130円	1,080円	H31.4
	舞阪総合体育館	体育館A	3,440円	3,700円	3,440円	H33.4
	雄踏総合体育館	体育館A	3,440円	3,080円	3,440円	H31.4
南	新橋体育センター	テニスコート	1,080円	1,020円	1,080円	H31.4
	可美公園	テニスコート	1,080円	1,020円	1,080円	H31.4
	可美公園	体育館A	3,440円	4,420円	3,440円	H31.4
	新橋体育センター	体育館A	3,440円	2,580円	3,090円 3,080円	H31.4
北	細江総合グラウンド	野球場	1,740円	1,210円	1,740円	H32.4
	細江総合グラウンド	運動広場	1,740円	1,210円	1,740円	H32.4
	引佐総合公園	テニスコート	1,080円	1,130円	1,080円	H32.4
	引佐総合体育館	テニスコート	1,080円	640円	960円	H32.4
	引佐総合体育館	体育館A	3,440円	1,760円	2,640円	H32.4
	三ヶ日 B&G 海洋センター	体育館B	700円	720円	700円	H35.4
	細江体育センター	体育館B	700円	520円	700円	H32.4
浜北	美茵中央公園	テニスコート	1,080円	420円	630円	H31.4
	明神池運動公園	テニスコート	1,080円	420円	630円	H31.4
	サンライフ浜北	体育館B	700円	740円	700円	H31.4
	浜北武道館	弓道場	600円	440円	600円	H31.4
天竜	春野ふれあい公園	テニスコート	1,080円	1,070円	1,080円	H31.4
	天竜庭球場	テニスコート	1,080円	430円	640円	H33.4
	水窪総合体育館	体育館A	3,440円	400円	600円	H33.4
	天竜体育館	体育館B	700円	1,120円	700円	H33.4
	天竜武道館	武道場	400円	260円	390円	H33.4

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	遠州灘海浜公園（篠原地区）への野球場整備について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営野球場、四ツ池公園スポーツ施設について協議を行う「浜松市議会大型スポーツ施設調査特別委員会」が、平成29年度に7回開催された。 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>○特別委員会の進捗状況について 野球場立地に関わる環境等影響予測調査の結果について協議し、対策を施せば建設は可能であるとの市の判断を、委員会が了承した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境等影響予測調査 実施期間：H29. 5. 27～H30. 3. 20 環境、津波被害等の6項目について調査を実施した。 <p>○今後の予定について 平成30年度 用地測量および物件調査を予算計上</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過を説明するもの 				
担当課	スポーツ振興課 公園課	担当者	スポーツ振興課 柳原 公園課 井村	電話	スポーツ振興課 457-2421 公園課 457-2353

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

遠州灘海浜公園（篠原地区）への野球場整備について

1. 大型スポーツ施設調査特別委員会協議内容（平成29年度）

第1回（6/30）

- (1) 四ツ池公園運動施設現況調査について

第2回（8/18）

- (1) 四ツ池公園整備の考え方について

第3回（9/1）

- (1) 遠州灘海浜公園の調査について

第4回（10/16）

- (1) 遠州灘海浜公園の調査について

第5回（11/6）

- (1) 遠州灘海浜公園の調査について
- (2) 四ツ池公園運動施設整備の考え方について

第6回（12/1）

- (1) 遠州灘海浜公園の調査について

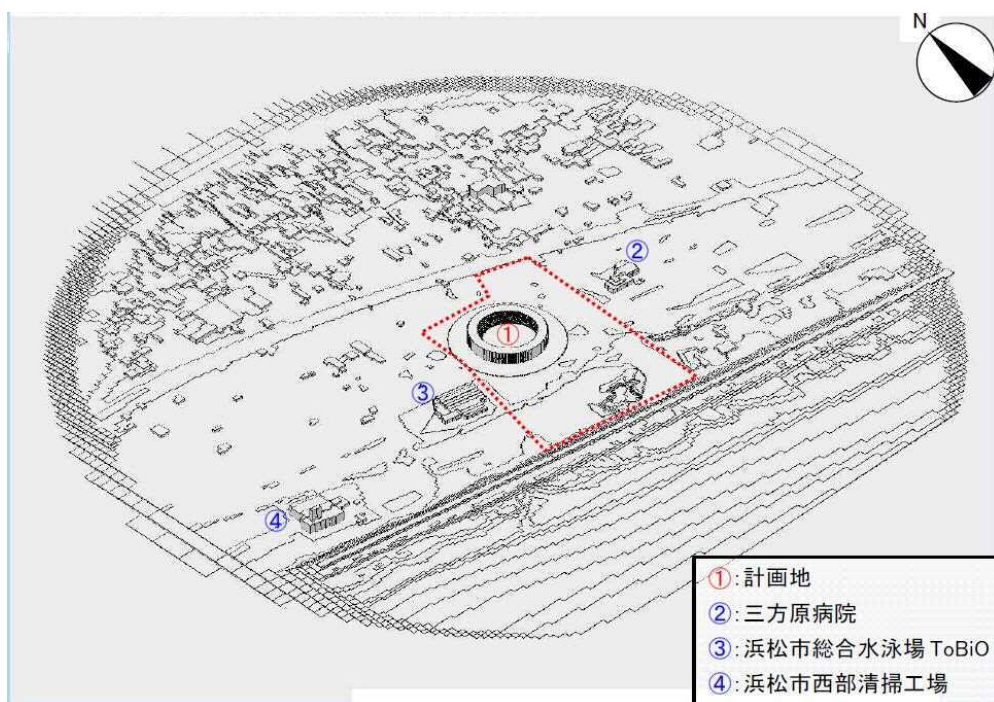
第7回（1/18）

- (1) 遠州灘海浜公園（篠原地区）整備について

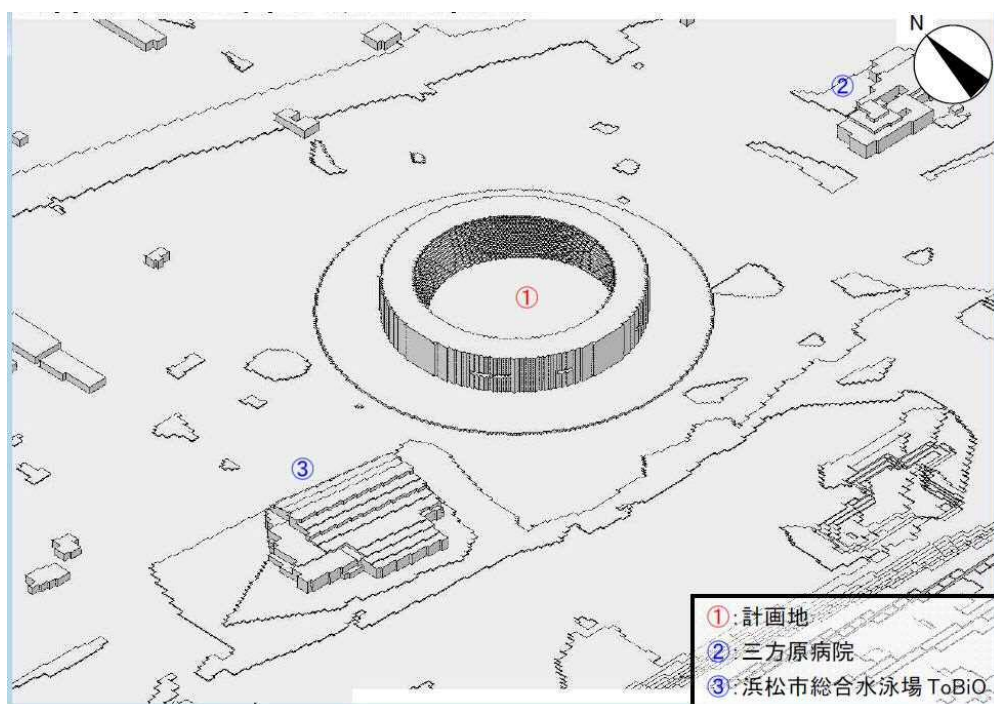
※ 環境、津波被害等の6項目の調査を実施し、市議会特別委員会で「対策を施せば篠原地区に野球場建設は可能」「静岡県へ野球場を含む公園基本計画の策定を要望する」との結論が了承された。

※ 千葉マリスタジアムをモデルにした建物と現況地形の 3D モデル

(1) 解析モデル鳥瞰図 (南西より俯瞰)



(2) 解析モデル鳥瞰図 計画地付近拡大 (南西より俯瞰)



※

2. 調査結果の概要

「野球場立地に関わる調査」の結果一覧

本調査は、公園基本構想（H28.5）に基づき、千葉マリスタジアム相当の野球場を想定して実施

項目	調査内容	結果・対応策
1-1 環境 (アカガメ)	<ul style="list-style-type: none"> 野球場のナイター照明は海浜部のアカガメの生態に影響するのか、3次元モデルによる光の拡散予測や子ガメの誘引実験により予測 	<ul style="list-style-type: none"> 平面照度分布図を作成したところ、海浜部では子ガメが誘引性を示さない照度になると予測 現状の街明かり（上空光）等で子ガメが海から陸に行く傾向がある 庇の下に照明を設置するなど設計の工夫により、上昇光を含む周囲への光漏れを少なくする方法が考えられる モニタリングを含めた専門機関による調査など、継続的に保護対策を検討していく必要がある
1-2 環境 (騒音)	<ul style="list-style-type: none"> プロ野球やコンサート開催時の騒音が周辺環境へ与える影響を予測 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音対策が無い状況においても、公園に近接する病院での騒音予測値は環境基準値以下となった 野球場の形状の工夫や緩衝緑地帯の設置等により、さらに音の拡散防止効果が期待できる
2-1 気象 (風)	<ul style="list-style-type: none"> シミュレーションによる風の影響を予測 	<ul style="list-style-type: none"> 外壁等の影響により球場内部の風速は平均時で7割以下、強風時で3割以下に減速
2-2 気象 (飛び砂)	<ul style="list-style-type: none"> 調査地周辺の飛砂量調査結果からシミュレーションによる飛び砂の影響を予測 	<ul style="list-style-type: none"> 砂の発生源からの移動はほとんど無く、周辺から球場内への飛び砂の影響はない
3 交通アクセス (鉄道駅、幹線道路)	<ul style="list-style-type: none"> 最大 22,000 人の来場時、想定した交通処理によって輸送が可能か検証 	<ul style="list-style-type: none"> 通常運行の公共交通機関（JR、バス）を活用し、臨時シャトルバスと駐車場利用を組み合わせることで輸送可能 周辺道路を迂回路として活用することで、さらに混雑の緩和が可能
4 地形・地質 (液状化)	<ul style="list-style-type: none"> 既存調査データによる総合解析により、液状化の影響と対策工法を提案 	<ul style="list-style-type: none"> 野球場本体は基礎杭、盛土部分は現況地盤からマイナス4mまで地盤改良(固化工法)を行うことで液状化の影響は防げる
5 気象 (塩害)	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部に野球場を建設した場合の塩害対策の検討及びコスト比較 	<ul style="list-style-type: none"> 主要5工種（屋根材塗装、鋼材面塗装、コンクリート面塗装、照明、電光掲示板）における塩害仕様は、通常の仕様と比較してイニシャルコスト約3%、ランニングコスト約11%高額となる
6 津波被害 (浸水)	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水シミュレーションを行い、浸水しない盛土高を算出 	<ul style="list-style-type: none"> シミュレーションの結果、野球場想定地における最大津波水位（せり上がり高）は、標高+4.51mとなった 野球場想定地に現況地盤から平均2.6mの盛土を行えば、野球場想定地への浸水は生じない

3. 今後について

1 野球場候補地の土地の調査

- ・ 予 算 額 27,700 千円 (平成 30 年度予算計上)
- ・ 調査内容 公園予定地 25ha のうちの約 8.9ha の用地測量および物件調査

4. 位置図



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成30年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>○助成事業2件 提案のあった助成事業について、事業内容等に対しご意見をお伺いいたします。提案事業の詳細は別添資料の通りです。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興課	担当者	鈴木勝・根本	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

地域力向上事業の概要について

1 地域力向上事業とは？

地域力向上事業は、住みよい地域社会を実現するため、区の特徴を活かした事業や、区の課題を解決するための事業を実施するものです。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下、助成事業とします）
- (2) 区民活動・文化振興事業
- (3) 区課題解決事業

上記 3 つの事業区分があり、(1) は市民団体等が主体的に取り組む事業に対し市から補助を行うもの、(2)、(3) は、市民との協働により、市が主体となって行う事業です。

区協議会では、(1) 助成事業について協議していただきます。

2 地域力向上事業（助成事業）に該当する団体、事業について

- (1) 3 人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ア 政治・宗教を目的とする団体
- イ 暴力団、暴力団員等、暴力団員と密接な関係を有する者ならびに、これらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体。
- ウ その他公序良俗に反する団体

- (2) 補助対象になる事業は、次のいずれかに該当する公益性のある事業です。

- ア 地域コミュニティづくりに関する事業
- イ 安全安心な地域づくりに関する事業
- ウ 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- エ 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- オ 健康・福祉の向上に関する事業
- カ 地域の特性を活かしたまちづくり事業

3 地域力向上事業（助成事業）と区協議会

地域力向上事業は、区の特徴が反映される重要な事業です。そのため「地域力向上事業実施要綱」の中で、「区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定」と規定されており、次の (1)、(2) について区協議会で協議していただきます。

(1) 提案事業への意見聴取

市民団体等から助成事業の提案がなされた際は、東区行政推進会議で審議を行い、その後、区協議会で意見をお伺いします。

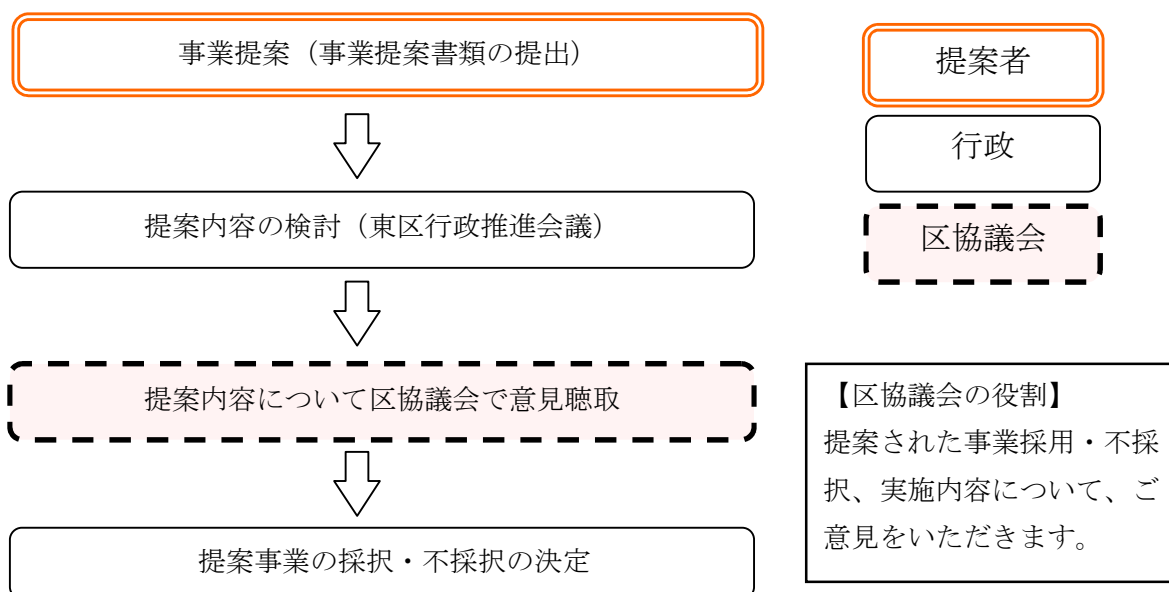
(2) 事業の事後評価に係る意見聴取

事業実施後に東区行政推進会議で評価を行い、その後、区協議会でご意見をお伺いします。

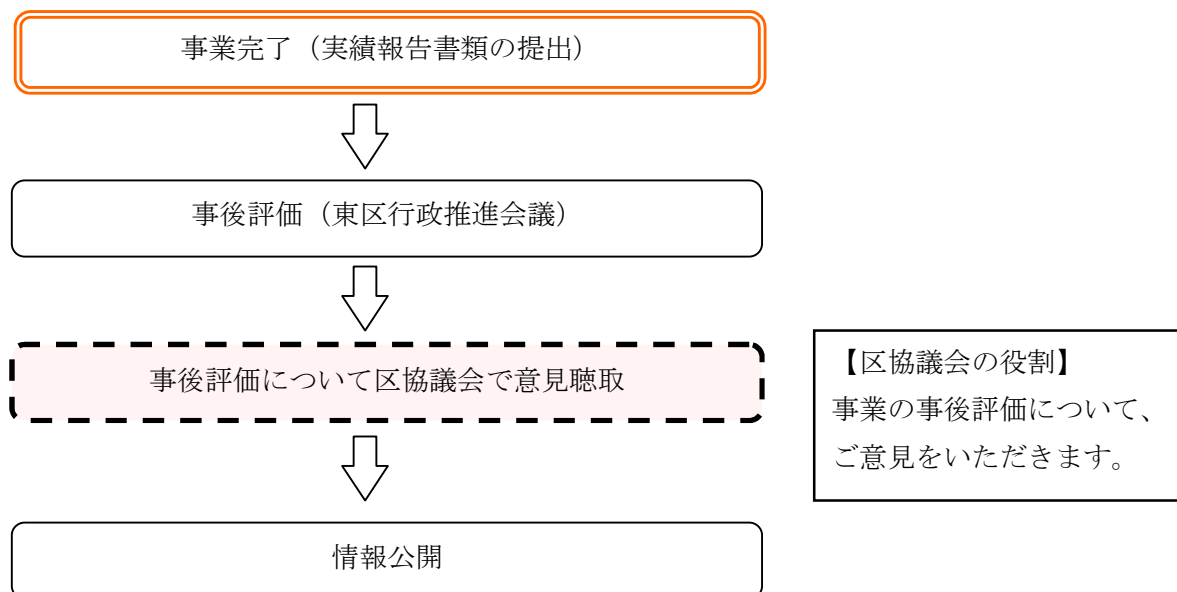
※東区行政推進会議とは？…東区の区長、副区長、課長で構成される会議です。

4 地域力向上事業における区協議会の役割（イメージ）

(1) 提案事業への意見聴取



(2) 事業の事後評価に係る意見聴取



5 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の採択回数と補助率

助成事業では、事業の採択回数と補助率についての下記のように規定されています。

採択回数	補助率
1回目	50%以内
2回目	40%以内
3回目	25%以内

※補助率に関わらず、限度額は200万円です。

区分	予算額	交付決定額	残額	追加補助金額 (希望額)
助成事業	3,800,000円	160,000円	3,640,000円	300,000円

◆助成事業

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	提案事業費 (希望補助額) (希望補助率)	採択 回数	区行政推進会議検討結果
2	天王町東・浜松市地域遺産認定 記念事業	天王町東の歴史を語る会	<p>・天王町東自治会内において浜松市地域遺産として認定を受けた3か所について、地域内外での認知度を上げることを目的とする。</p> <p>・町民に郷土の宝である地域遺産を知ってもらうことで、町への郷土愛を醸成し、今後の町民の町の歴史への関心を高め、様々なまちづくり活動に参画する機会となる。</p>	<p>内容</p> <p><浜松市地域遺産> 平成28年度に地域遺産として認定された ①地蔵菩薩堂 ②秋葉山常夜灯鞘堂 ③引舞台家形</p> <p><input type="checkbox"/>解説板の設置・・・①② 解説板を設置し地域遺産を広く紹介する。</p> <p><input type="checkbox"/>資源解説書の作成配布・・・①②③ 地域遺産を紹介する「小冊子」及び「たより」を作成し、自治会内の全戸へ配布する。</p> <p><input type="checkbox"/>記念講演会 町の歴史についての講演会を実施する。</p>	<p>300,000円</p> <p>(150,000円)</p> <p>(50%)</p>	新規	<p>【採用（実施予定事業候補）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の「浜松市地域遺産」を周知する事により、郷土の歴史への関心を深めることで郷土愛を醸成し、地域でのまちづくりを推進する事業である。 この事業は、文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業及び地域の特性を活かしたまちづくり事業に該当する。 <p><補助率>50%以内 ・新規事業であるため50%以内とした。</p>
				<p>時期</p> <p>平成30年5月1日（火）～平成31年3月31日（日）</p>			
				<p>場所</p> <p>天王町内</p>			
3	こども食堂を通した地域コミュニティ作り事業	中ノ町こども食堂	<p>・孤立しがちな一人親家庭など就学援助家庭へ食を通して信頼関係を作り精神面・経済面への支援のきっかけを作る。</p> <p>・地域として子どもを広く見守る体制を構築し、食事の大切さ・楽しさ・マナーを教えることに繋がる。</p>	<p>内容</p> <p><input type="checkbox"/>こども食堂の開催 中ノ町小学校と連携し放課後の居場所を提供する。就学援助家庭の児童には、学校から食券を配布する。一般家庭の児童も居場所として利用できる。</p> <p><実施内容> 6・7・8・12・1月は、月1回開催 9・10・11・2・3月は、月2回開催 実施時間：午後5時～午後9時まで</p>	<p>300,000円</p> <p>(150,000円)</p> <p>(50%)</p>	新規	<p>【採用（実施予定事業候補）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こども食堂」開催から、地域一体となった就学援助家庭への支援や、地域の子どもの見守る体制の構築を図るものである。 この事業は、地域コミュニティづくりに関する事業及び生活改善及び生活環境の向上に関する事業に該当する。 <p><補助率>50%以内 ・新規事業であるため50%以内とした。</p>
				<p>時期</p> <p>平成30年5月1日（火）～平成31年3月31日（日）</p>			
				<p>場所</p> <p>東区中ノ町地区</p>			

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成 30 年度浜松市東区区政運営方針について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	東区区政運営方針とは、区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営の基本的な方針、区の実施課題等を毎年度区民のみなさまに公表するものです。				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	※詳細は別紙「平成 30 年度東区区政運営方針」のとおり。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興課	担当者	吉垣 幸和	電話	424-0115

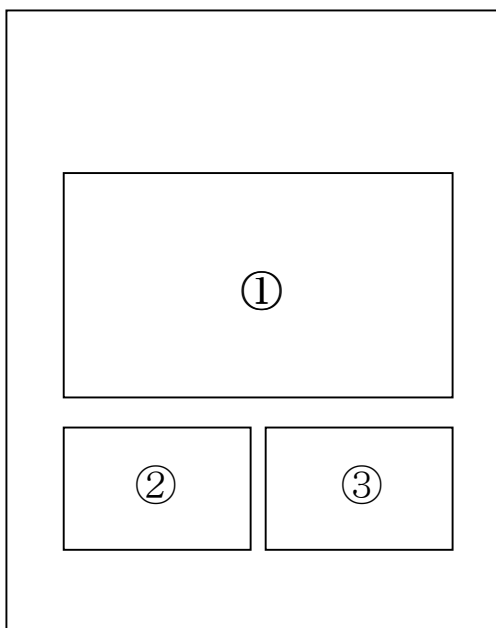
必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成30年度

東区区政運営方針



平成30年4月 浜松市東区



【表紙の写真】

平成 28 年度東区地域力向上事業
ワンショットで東区の魅力発見！（フォトコンテスト）
入賞作品

No.	タイトル	撮影場所	撮影者
①	交通の要所	北島町立体交差	鈴木 棟登
②	友情の灯、いつまでも	積志小学校	森田 哲司
③	コスモス畑と旧東海道 天竜川橋	中野町フラワー ロード	山崎 順子

東区区政運営方針は、区政を運営する上で区の目指す将来像、基本方針、重点的な取り組みを地域の皆様と共有するためのもので、その実現に向け今年度の主な実施事業を公表するものです。

東区の将来像

「人と人 心ふれあう未来へ 東区」

～新たな人の和と多様な出会いが
生まれるまちを目指します～

ハードの整備だけに頼るのではなく、コミュニティ意識を醸成するための施策に積極的に取り組むことにより、地域に対する誇りをはぐくむとともに、新たな人の和と多様な出会いが生まれるまちを目指します。

区政運営の基本方針

東区は、「人と人 心ふれあう未来へ 東区」のキャッチフレーズのもとに、人々が、「住む・育てる・学ぶ・働く・憩う」ための機能向上に努め、「ここに住んでいて良かった」と実感できる「暮らしやすいまち」を創ります。

区政の運営に当たっては、“市民主体の地域づくり”という理念のもと、

- 1 安全・安心な地域づくり
- 2 地域の声に応える区役所の運営
- 3 地域資源の再発見とその活用

を基本方針として掲げ、地域の皆様の行政サービスに対する満足度の向上に努めてまいります。

重点的な取り組みと主な実施事業

東区の目指す姿は、活力にあふれ、「暮らしやすさ」を実感できる区です。

この目標を達成するため、交通安全や高齢者福祉、健康づくりなどの事業を推進してまいります。さらに、近年発生している暴風雨等による災害対策のため、積極的に防災意識の普及啓発活動を実施してまいります。

また、市民協働の推進による安全・安心な地域づくりや地域資源による特色あるまちづくりを推進してまいります。

今後も、東区役所では、身近な行政サービスの拠点として皆様にご満足いただける区政運営に努めてまいります。

平成 30 年度の重点的な取り組み

1 安全・安心な地域づくり

◇ 交通安全の推進

県内の市区町における人口当たりの人身事故件数ワースト 1 という東区の課題解決のため、各種交通安全推進事業を実施します。

今年度は、交通安全ワンポイント講座、東区交通安全フェア、街頭広報等の啓発活動、中学生や地域を対象としたスタントマンの実演による交通安全自転車教室等を実施し、東区職員皆交通安全広報マンとして、住民一人一人の交通安全意識の向上に努めます。



スタントマンによる
交通安全教室(積志中学校)

◇ 東区セーフティ・ガード作戦

地域住民・警察・区役所が一体となって「高齢者の安全」をキーワードに交通安全・防犯・防災に関連した様々な事業を積極的に展開します。この事業は東区内の 1 地区を 1 年ごとに順に重点地区とします。平成 30 年度は中ノ町地区での実施を予定しています。

【過去の重点地区】

H25：長上地区、H26：笠井地区、H27：積志地区、H28：和田地区、H29：蒲地区

◇ 市民防災意識啓発事業

地域の各種団体や学校を対象に出前講座を行い、地震や洪水などの災害発生時に、市民一人一人が自主的に行動できるよう、防災意識の普及啓発に取り組みます。

特に災害への備えとして日頃からできる取り組みについて、情報の提供に努めます。



自主防災隊への防災出前講座

◇ 東区あんしんネットワーク

ひとり暮らし高齢者や障がい者などの見守りを必要とする方に、地域と行政、民生委員や高齢者相談センター（地域包括支援センター）などが声を掛け合い、地域や家庭で安心して生活できるよう、見守り・支援を協力して取り組みます。

◇ ヘルプマークの普及啓発

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発を進めます。



2 地域の声に応える区役所の運営

◇ 区協議会運営事業

地域の意見を行政運営に反映させるとともに、地域における市民協働を推進していくために、市からの諮問、協議、報告だけでなく東区の取り組みを積極的に情報提供していきます。

東区では特に「交通安全」、「地域防災」、「地域福祉」の3つの委員会を設置し、区独自の地域課題の解決に取り組みます。

◇ コミュニティ担当職員による地域づくり

東区には地域特性を持つ、大小様々なコミュニティ組織が形成されていますが、人口減少・高齢化による担い手不足も考えられるため、第2種協働センターのコミュニティ担当職員による支援を実施していきます。

◇ 健康教育・相談・訪問

市民が健康でいきいきとした生活を送ることができ、健康寿命の延伸が図れるよう、保健師・栄養士・歯科衛生士が健康教育や相談、家庭訪問を実施します。

歯の健康の保持増進を図るために、幼稚園、保育所及びこども園の園児等に対して、継続的なフッ化物洗口を実施します。



フッ化物洗口の様子

◇ ロコモーショントレーニングの普及促進

健康寿命を延ばし、いきいきと元気に生活していただくために、高齢者向けの介護予防として、椅子を利用したスクワットと開眼片足立ちの簡単な運動を組み合わせた「ロコモーショントレーニング」の普及促進を図ります。



ロコモーショントレーニング

3 地域資源の再発見とその活用

◇ 俳句の里づくり事業

多くの俳人を輩出した俳句に縁の深い地域性を活かし、俳句による地域振興を図ります。
第11回「十湖賞」俳句大会、小中高校俳句講座の開催等を通じ、区民が俳句に親しむ機会を提供するとともに、歴史と文化の香るまちづくりを推進します。

◇ 「東区 家康公ゆかりの里」推進事業

徳川家康公とゆかりのある史跡などが数多く残る地域性を活かして、区民の地域への理解と愛着を深めるとともに、区内外に東区の魅力を広くPRすることを目的とした歴史講演会を開催します。

◇ 大型商業施設との連携事業

東区内の大型商業施設と連携し、「おじいちゃん・おばあちゃんのための作品展」、「東区交通安全フェア」、「すまいるフェスタ in 東区」等のイベントを開催し、各種啓発を行います。

◇ 浜松医科大学との連携事業

心身の健康を保持増進し、地域で生き生きと楽しく活動を継続できることを目的とした講演会を、浜松医科大学との連携により開催します。

◇ わが町文化誌デジタルアーカイブ化事業

東区内で作成された「わが町文化誌」5冊及び「東方見聞録」をデジタル化し、インターネット上に公開することにより、貴重な地域資源である文化誌等を保存するとともに、地域文化を市内外の人に広くPRします。

◇ アグレミーナ浜松との交流事業「フットサル教室」

浜松アリーナをホームグラウンドとしているフットサルプロスポーツ集団“アグレミーナ浜松”の選手の指導を受けられるフットサル教室を、東区内に居住する小学生高学年を対象に開催し、児童の健全育成及びスポーツ技能の向上を図ります。



「東区 家康公ゆかりの里」
推進事業講演会



すまいるフェスタ in 東区
(盲導犬とのふれあい体験)



浜松医科大学との連携事業
講演会

4 東区に関連する事業

◇ 第2種協働センターの改修整備事業

開設から30年以上経過している東区内の協働センター及び附設体育館について、計画的に改修工事を行い、建築物の長寿命化及び利用者の安全確保を図ります。

平成30年度は、蒲協働センター附設体育館外壁修繕工事を行います。

◇ 天竜川駅周辺整備事業

これまでの天竜川駅は、北口からの利用に限られており、駅南地区からの利用の際には近隣の踏切や横断歩道から迂回する必要があったことに加え、バリアフリー施設が未整備であったことから、駅自由通路の新設及び橋上駅舎化整備を実施し、平成29年9月に供用を開始しました。

平成30年度には、駅北口及び南口の駅前広場を整備します。



天竜川駅(北口)

◇ 私立保育所等施設整備助成事業

保育所等の待機児童解消のため、私立保育所等の施設整備に要する経費を助成しています。

平成29年度は、新規1園、増築等2園の整備により、平成30年度の入園受け入れ定員が180人増となりました。

平成30年度は、新規1園、増築1園の整備により、平成31年度の入園受け入れ定員が90人増となる見込みです。

◇ 旧鈴木家屋敷公園整備事業

寄付を受けた旧鈴木家屋敷跡を活用し、住民との協働により、都市公園として整備します。

平成30年度は、敷地造成、雨水排水設備、園路、複合遊具等の整備を行います。



旧鈴木家屋敷門

東区の組織・職員数・予算規模

◆ 東区の組織

区振興課	
総務・管財グループ	区協議会、情報公開、住居表示、財産管理
地域振興グループ	広聴広報、交通安全対策、地域力向上事業、ユニバーサルデザイン
防災・統計グループ	防災、統計
区民生活課	
証明グループ	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録証の発行、税務証明等の発行、原動機付自転車等の標識交付
住民記録グループ	住民異動届の受付
戸籍グループ	戸籍届の受付
市民協働グループ	地域自治振興、市民協働、文化・スポーツ振興、生涯学習、簡易な市民相談、協働センター
生活グループ	墓地・改葬、ごみ減量、臨時運行許可
社会福祉課	
地域福祉グループ	地域福祉、生活保護
こども福祉グループ	児童福祉、母子福祉、保育所等
障害福祉グループ	障害福祉
家庭児童相談室グループ	家庭児童相談、女性相談、教育相談
長寿保険課	
国保年金グループ	国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金
介護保険グループ	介護保険
高齢者福祉グループ	高齢者福祉
健康づくり課	
予防グループ	歯科保健、栄養事業、予防接種、母子医療、指定難病、がん検診、東部保健福祉センター管理
保健第1グループ	母子保健、成人保健(担当地区:和田・中ノ町・笠井・蒲)
保健第2グループ	母子保健、成人保健(担当地区:長上・積志)

◆ 東区の職員数

年度別各課職員数一覧

(単位:人)

東区職員	H30	H29
計	206	200
区長等	2	2
区振興課	22	22
区民生活課	83	83
社会福祉課	37	36
長寿保険課	39	35
健康づくり課	23	22

平成30年度区分別職員数一覧

(単位:人)

正規職員		再任用職員		非常勤職員	
H30	H29	H30	H29	H30	H29
109	109	18	15	79	76
2	2	-	-	-	-
12	13	5	5	5	4
33	33	7	6	43	44
25	25	4	3	8	8
18	18	2	1	19	16
19	18	0	0	4	4

職員数:いずれも4月1日現在

◆ 東区の予算規模（当初予算）

（単位：千円）

区 分	平成30年度		平成29年度	
	区役所費	本庁からの配当	区役所費	本庁からの配当
事業費 計	198,337	4,661,813	247,566	3,109,170
一般会計	198,337	4,535,939	247,566	3,008,069
特別会計				
国民健康保険事業特別会計	—	822	—	936
介護保険事業特別会計	—	123,540	—	98,019
後期高齢者医療事業特別会計	—	1,512	—	2,146

区 分	平成30年度		平成29年度	
	職員数	金額	職員数	金額
人件費 計	206	1,049,000	200	1,029,800
正規職員（職員数×7,000千円）	109	763,000	109	763,000
再任用職員（職員数×3,600千円）	18	64,800	15	54,000
非常勤職員（職員数×2,800千円）	79	221,200	76	212,800

東区の概要（面積・人口・世帯数）



面積	46.29 km ²
人口	130,439 人
世帯数	53,700 世帯

住民登録（H30.4.1現在）
※外国人住民含む



東区の取り組み・目標

課名	目標	
東区役所 全職員	東区職員は皆「交通安全広報マン」という意識のもと、市民の皆様と接する様々な機会に交通安全の啓発に努めます。	
	元気のある浜松、東区を目指し、職員一丸となって業務を改善し、市民サービスを向上します。	
	「市民への約束」の励行に努め、市民サービスを推進するとともに、市民の皆様の声を行政運営に反映させます。	
課名	目標	目標水準
区振興課	県内の人口当たりの交通事故件数がワースト1である状況から脱出するため、地域での啓発活動に注力します。	啓発活動 32 回を目指します。
	災害対策について、出前講座等を行い、市民の皆様にわかりやすい啓発活動を実施します。子ども達への啓発にも取り組みます。	出前講座等 60 回を目指します。
区民生活課	各種届出の受付や証明書の交付業務など、来庁された皆様に対して、正確・迅速・丁寧な対応に努めます。	「市民への約束」の評価(わかりやすい説明)の向上を目指します。 評価点 4.7/5 点満点
	協働センターで、生涯学習やスポーツに親しむ機会を提供するとともに、各種団体との連携・協働を図り地域のコミュニティづくりを推進します。	協働センター使用率 72%を目指します。 (利用日数/利用可能日数=使用率)
社会福祉課	窓口に来庁される区民の皆様には早く気づき、明るいあいさつで対応します。	「市民への約束」の評価(あいさつ)の向上を目指します。 評価点 4.5/5 点満点
	生活保護を受けている全世帯について、居宅内面接を実施します。	訪問実施率 100%を目指します。
長寿保険課	介護予防事業を推進し、高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう生活支援に努めます。	ロコモーショントレーニング利用者数 350 人を目指します。
	認知症による徘徊高齢者の早期発見を図るため、徘徊高齢者早期発見事業の周知に努め、オレンジメールの登録者増加を目指します。	オレンジメール配信新規登録者数 80 人を目指します。
健康づくり課	健康寿命を延伸するため、保健師・栄養士・歯科衛生士が健康教育や健康相談を実施します。	依頼による健康教育・相談の実施人数 1,700 人を目指します。
	生活習慣病予防(糖尿病予防及び慢性腎臓病予防)の普及啓発を行う「健康力アップin東区」を区内食品関連事業者や協働センターと連携して開催し、情報発信します。	啓発者数 1,400 人を目指します。

お問合せ：浜松市東区役所 区振興課

〒435-8686 浜松市東区流通元町 20 番 3 号

電話：053-424-0115 FAX：053-424-0131

E-mail：e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ホームページ：http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp（浜松市トップ⇒東区）





区協議会の開催日程（4月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第1回	4月25日 (水) 13:30~	浜松市役所 北館1階 101会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(協議)スポーツ施設の使用料の見直しについて ・(協議)遠州灘海浜公園(篠原地区)への野球場整備について ・(協議)中区地域力向上事業 第2種協働センターを核とした課題解決事業「城北地区水と森の教室事業」について ・(協議)中区地域力向上事業 第2種協働センターを核とした課題解決事業「振り返ろう！我が地区・我が町事業」について ・(報告)区政運営方針2018について ・その他 	10人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第1回	4月26日 (木) 13:30~	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(協議)スポーツ施設の使用料の見直しについて ・(協議)遠州灘海浜公園(篠原地区)への野球場整備について ・(協議)平成30年度地域力向上事業(助成事業)提案について ・(報告)平成30年度浜松市東区区政運営方針について ・地域課題について ・その他 	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第1回	4月25日 (水) 13:30~	西区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(協議)スポーツ施設の使用料の見直しについて ・(協議)遠州灘海浜公園(篠原地区)への野球場整備について ・(報告)平成30年度浜松市西区区政運営方針について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第1回	4月26日 (木) 13:30~	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(協議)スポーツ施設の使用料の見直しについて ・(協議)遠州灘海浜公園(篠原地区)への野球場整備について ・(協議)平成30年度地域力向上事業の提案について ・(報告)平成30年度浜松市南区区政運営方針について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
北区協議会	第1回	4月26日 (木) 13:30~	北区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(協議)スポーツ施設の使用料の見直しについて ・(協議)遠州灘海浜公園(篠原地区)への野球場整備について ・(報告)平成30年度浜松市北区区政運営方針について ・地域の情報等について ・その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第1回	4月26日 (木) 14:30~	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(協議)スポーツ施設の使用料の見直しについて ・(協議)浜北平口サッカー場(スポーツ広場)人工芝設置に伴う工事について ・(協議)遠州灘海浜公園(篠原地区)への野球場整備について ・(報告)平成30年度浜北区区政運営方針について ・地域課題について ・その他 	10人 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第1回	4月26日 (木) 14:30~	天竜区役所 2階 21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(協議)天竜区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・(協議)スポーツ施設の使用料の見直しについて ・(協議)遠州灘海浜公園(篠原地区)への野球場整備について ・(報告)平成30年度浜松市天竜区区政運営方針について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当：増田
TEL 457-2094

東区協議会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第6条の規定に基づき、東区協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(会長及び副会長の互選の方法)

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、協議会で協議して定める。

(会長、副会長の辞任)

第3条 会長及び副会長は、任期中にその職を辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。この場合において、会長が辞任しようとするときは副会長に、副会長が辞任しようとするときは会長に、辞表を提出しなければならない。

(会長等の責務)

第4条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(協議会の会議の招集等)

第5条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を各委員に通知しなければならない。

(欠席の申出)

第6条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(発議)

第7条 委員は、2人以上の発議により、議事を提案することができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、東区役所区振興課において処理する。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

東区協議会の会議の公開等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「条例施行規則」という。）第6条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、東区協議会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

(会議の情報の公開)

第2条 会議を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の7日前までに会議の日時、会場、議事、会議の公開、非公開、一部非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続、傍聴方法を公表しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴人の定員は、東区役所区振興課長が会議開催ごとに定める。ただし、会議の開催に当たり、できるだけ多くの傍聴希望者が傍聴できるよう配慮するものとする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、事前に傍聴の申込みをしなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を告げ、あらかじめ東区役所区振興課に届け出なければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。

3 前項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。

(傍聴席以外の席への入場禁止)

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により

議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(報道のための傍聴の特例)

第12条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合においては、第4条、第5条及び第8条の規定は、適用しない。

(会議録等の作成)

第13条 区協議会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録は、会議の全部記録又は会議の要点記録とする。

3 会議録には、発言者の氏名を記載しなければならない。

4 区協議会は、会議録のほか、必要に応じて録音テープ等を使用した電磁的記録を作成することができる。この場合において、公開を前提とするときは、あらかじめ委員、参考人等の会議の参加者の了承を得なければならない。

(会議録の記載事項等)

第14条 会議録には、概ね次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催の会場及び日時

(3) 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び担当課職員の氏名

(4) 審議案件等の概略及び審議結果

(5) 発言内容

(6) 会議資料の名称及び内容

(7) 会議の全部記録・会議の要点記録の別及び録音テープ記録の有無

(8) 会議録の公開・非公開・部分公開の第一次判断

(9) 会議録の作成者の職氏名

(10) その他必要な事項

2 会議録には、必要な会議資料を添付するものとする。

(会議録等の公開)

第15条 公開することとなる会議録及び会議資料は、条例施行規則第5条第3項の署名を行った後、速やかに東区役所区振興課に公開のため据え置くとともに、必要に応じて市政情報室での閲覧又は市のホームページへの掲載等により情報提供しなければならない。

2 前項の場合において、会議録又は会議資料の内容に、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開事項に該当する情報が含まれているときにおいても極力公開の範囲を広げるよう努めなければならない。

3 公開の会議の会議録は、すべて公開する。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が区協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

東区協議会委員名簿

(任期:平成30年4月1日～平成32年3月31日)

役職	氏名	よみがな	性別	選出母体等	地区	期
	石津 幸子	いしづ さちこ	女	浜松市東区保護司会	長上	1
	大軒 孝幸	おおのき たかゆき	男	直接指名委員	笠井	2
	河合 洋子	かわい ようこ	女	浜松市人権擁護委員連絡協議会	積志	1
	河合 よしの	かわい よしの	女	ガールスカウト浜松市協議会	笠井	1
	熊岡 邑子	くまおか むらこ	女	浜松市地区社協推進協議会	蒲	2
	小池 太江子	こいけ たえこ	女	とぴあ浜松農業協同組合	中ノ町	1
	齋藤 國弘	さいとう くにひろ	男	浜松市東区自治会連合会	和田	2
	齋藤 孝明	さいとう こうめい	男	浜松市子ども会連合会	和田	1
	齋藤 宣男	さいとう のぶお	男	浜松市東区自治会連合会	積志	1
	佐藤 公治	さとう こうじ	男	浜松市東区自治会連合会	中ノ町	2
	杉本 ともえ	すぎもと ともえ	女	ヘルスポランティア活動連絡会	長上	1
	鈴木 祐一	すずき ゆういち	男	公募委員	長上	1
	鈴木 洋次	すずき ようじ	男	浜松市東区自治会連合会	蒲	2
	高井 昭	たかい あきら	男	浜松市東区民生委員児童委員協議会	積志	1
	高橋 和美	たかはし かずみ	女	浜松市PTA連絡協議会	中ノ町	1
	田中 充	たなか みつる	男	浜松市東区自治会連合会	笠井	2
	藤田 昌良	ふじた まさよし	男	浜松市東区自治会連合会	長上	1
	村木 克郎	むらき かつお	男	公募委員	積志	2
	村松 信子	むらまつ のぶこ	女	浜松市東区民生委員児童委員協議会	和田	1
	森 和彦	もり かずひこ	男	直接指名委員	積志	2

※50音順

平成30年度東区役所職員

課 名	役職等	氏 名	よみがな	
東区	区長	鈴木 知子	すずき ともこ	○
区振興課	副区長・課長	那須田 政廣	なすだ まさひろ	○
	調整官	齋藤 誠	さいとう まこと	
区民生活課	課長	鈴木 隆文	すずき たかふみ	
社会福祉課	課長	中野 一宏	なかの かずひろ	
長寿保険課	課長	鈴木 教郎	すずき のりお	
健康づくり課	課長	野沢 和好	のざわ かずよし	○
東・浜北土木整備事務所	副所長	高林 繁	たかばやし しげる	○

事務局

区振興課 総務・管財グループ	課長補佐	袴田 和弘	はかまた かずひろ	
	グループ長	吉垣 幸和	よしがき ゆきかず	
		長谷川 光洋	はせがわ みつひろ	○

※よみがな欄右の○印は平成30年度新任職員

平成 29 年度 東区協議会交通安全委員会活動報告

- 1 開催日
第1回 平成 29 年 5 月 19 日 (金)
第2回 平成 29 年 7 月 29 日 (水)
第3回 平成 29 年 8 月 17 日 (木)
第4回 平成 29 年 11 月 7 日 (火)
第5回 平成 30 年 1 月 17 日 (水)
第6回 平成 30 年 2 月 22 日 (木)

- 2 交通安全委員
委員長：大軒孝幸 職務代理：齋藤絵美子
委員：佐藤公治、齋藤國弘、杉本恒雄、鈴木謙淳、松浦恵子

- 3 協議テーマ
「高齢者の交通事故防止」

- 4 活動内容
 - (1) 敬老会で交通安全のチラシ配布
敬老会の対象者全員に、交通安全のポイント及び遠州弁の標語が記載されたチラシを作成し配布。
(平成 25 年度：約 5,000 枚、平成 26 年度：約 5,000 枚、平成 27 年度：約 15,000 枚、平成 28 年度：16,050 枚、平成 29 年度：約 16,500 枚)

 - (2) 各期交通安全運動初日街頭広報に参加
日時：①平成 29 年 4 月 6 日 (火) 午前 7 時 20 分～午前 8 時 00 分 (春)
②平成 29 年 7 月 11 日 (火) 午前 7 時 20 分～午前 8 時 00 分 (夏)
③平成 29 年 9 月 21 日 (木) 午前 7 時 20 分～午前 8 時 00 分 (秋)
④平成 29 年 12 月 15 日 (金) 午前 7 時 20 分～午前 8 時 00 分 (年末)
場所：流通元町交差点

 - (3) 東区交通安全フェアへの参加
日時：平成 29 年 12 月 17 日(日) 午後 2 時～5 時
場所：イオンモール浜松市野 シンフォニーコート
概要：交通安全指導員による電子紙芝居、静岡県警音楽隊の演奏、浜松東高校書道部による書道パフォーマンス、交通安全体験コーナー
活動内容：交通安全グッズ(自発光式反射材、チラシ 1000 セット)を配布し啓発活動を実施。

 - (4) 西部運転免許センターでの交通安全体験研修
①ドライブレシミュレーターにより、8 つの交通事故が起きやすいシチュエーションを体験し、運転傾向や運転適性を計測。

②C R T 運転適性検査器により、緊急反応やハンドル操作の検査を行い事故傾向や違反傾向を確認。

(5) 交通事故多発交差点の改善点の検討

日時：平成 30 年 1 月 17 日（水）

場所：①上新屋第 2 公園東交差点

②子安北交差点

内容：浜松東警察署員からデータをもとに各交差点の事故傾向の説明を受け、改善点の検討を実施。

5 課題

- ・広報等で使用している遠州弁交通安全標語について、遠州弁の内容を若年層が理解できない場合もあるため、標準語での標語も作成してみてもどうか。
- ・交通安全委員会委員や、その他関係団体等でよく交通安全についての話を聞いている人たちの意識は高いと感じるが、そうではない人たちの交通安全意識の底上げの方法について、よく考える必要がある。
- ・浜松市のドライバーは、黄色信号で停止する意識が低いため、交通安全指導員と積極的に連携して地域での交通安全教室を実施していく必要がある。
- ・交通安全指導員の交通教室等の活動について、広く住民へ周知するため区役所からも広報してどうか。

5 高齢者の交通事故防止について（まとめ）

- ・今年度も敬老会で遠州弁交通安全標語が掲載されたチラシを配布し、多くの高齢者への啓発を実施した。
- ・交通安全フェアでは、反射神経測定や運転適性検査について高齢者を含めた多くの方に体験を促した。また、啓発品や啓発チラシの配布を行った。
- ・全国的にみても、高齢ドライバーが引き起こした重大事故が報道されることが多く、東区においては平成 29 年中における人身事故件数は 220 件減少しているが、高齢者が第一当事者となった人身事故件数は増加している。
- ・このことから、今後も高齢者が当事者となる人身事故を削減するため、様々な視点からの啓発活動を行う必要がある。

6 次年度に向けて

- ・地域住民へ交通安全意識を浸透させるため、交通安全指導員等と積極的に連携し、地域での交通安全教室を実施していくことが必要ではないか。
- ・警察官や交通安全指導員等の関係者との協議のみではなく、全く異なる分野の人たちと協議することによって斬新なアイデアが出てくる可能性があるため、そういった取り組みをしてみてもよいのではないか。

平成 29 年度 東区協議会地域防災委員会 活動報告

- 1 **開催日**
 - 第 1 回 平成 29 年 6 月 6 日 (火)
 - 第 2 回 平成 29 年 8 月 8 日 (火)
 - 第 3 回 平成 29 年 9 月 12 日 (火)
 - 第 4 回 平成 29 年 11 月 6 日 (月)
 - 第 5 回 平成 29 年 12 月 8 日 (金)
 - 第 6 回 平成 30 年 2 月 2 日 (金)

- 2 **地域防災委員**
 - 委員長：山田俊明 職務代理：森和彦
 - 委員：岡安智代、高森則子、田中充、田中美代子、花井淳佳、村木克郎
(50 音順、敬称略)

- 3 **協議テーマ 「防災知識を検証・確認し具体的に地域に広めていく」**

防災知識の確認・共有を図るとともに、東区の現状確認や浜松市の防災体制の確認を行い、防災知識を地域に広げるためにどうしたらいいかを検討し、防災パンフレット・リーフレットの作成を進めた。

- 4 **活動内容**

協議テーマに基づき、今年度は次の活動を行った。

 - (1) 防災知識の検証と確認
災害時の対応確認や疑問点などについて、委員と防災担当者との意見交換を行い、防災知識を広めていくためにはどうしたらいいのかを検討した。

 - (2) 浜松市の防災体制の視察
①中田防災公園、②建設中の防潮堤並びに同資料室、③命山の視察を行い、県・市職員から浜松の防災体制について説明を受けた。

 - (3) 防災パンフレット・リーフレットの作成
前年度から作成していた防災パンフレットについて、引き続き内容の検討を行い、市民向けに配布を行った。また今年度は、大規模地震発生時の避難生活に必要な情報をまとめた防災リーフレット（3月5日に東区内全戸配布予定）の掲載内容について意見交換を行った。

- 5 **課題**

防災パンフレット・リーフレットの作成・配布を進めてきたが、実際に市民ひとりひとりの意識を高めていくためには、啓発からより一歩進めた防災教育の推進も大切と考えられる。次年度は、中区に市の防災学習施設が完成するので、防災教育についても検証・提案を行うことが望まれる。

また、風水害時を含めた避難体制や避難所の運営についても、課題を検証し、さまざまな条件を抱える避難者に対応できるように議論を深めていく必要がある。

- 6 **次年度について**

次年度については、次の内容を予定している。

 - ・ 防災教育の推進についての検証・提案
(新設される防災学習施設の視察、小学校等での防災教育(出前講座)の参加を検討)
 - ・ 避難所、ならびにその運営についての課題の検証
(避難所の視察、HUG訓練の実施を検討)

平成 29 年度 東区協議会地域福祉委員会活動報告

- 1 開催日
第 1 回 平成 29 年 5 月 19 日 (金)
第 2 回 平成 29 年 7 月 10 日 (月)
第 3 回 平成 29 年 9 月 12 日 (火)
第 4 回 平成 29 年 10 月 16 日 (月)
第 5 回 平成 29 年 12 月 1 日 (金)
第 6 回 平成 30 年 2 月 8 日 (木)

- 2 地域福祉委員 委員長：稲穂貴委員 職務代理：熊岡邑子委員
委員：金指操委員、栗田孝代委員、鈴木洋次委員

- 3 協議テーマ 「健康寿命増進への取組みについて」
官・民、様々な組織、団体が行っている活動をうまく活用し、特定の参加者だけでなく、広くたくさんの方を取り込んでいくことができるよう、その方法等を検討していく。

- 4 活動内容
協議テーマに基づき、今年度は次の活動を行った。
 - (1) 健康寿命増進に係る浜松市（東区健康づくり課及び長寿保険課）の取り組み
健康づくり課及び長寿保険課から、浜松市の高齢者に係る事業についての説明を受けた。
 - (2) 地域包括支援センターさぎの宮の視察
地域包括支援センターさぎの宮を訪問し、職員から業務の概要や現在の対応状況などについて説明を聞き、包括支援センターで行われている体操教室を見学した。

- 5 課題
今年度の活動を振り返り、各委員から以下の意見があった。
 - (1) 健康寿命増進に係る浜松市（東区健康づくり課及び長寿保険課）の取り組み
 - ・市の施策としていろいろ取り組んでいるが、なかなか知る機会が無く、健康の時には関心もない。
 - ・高齢者サロンなどに出てくる人には周知することが出来るが、出てこない人に対して周知するのが難しい。
 - ・高齢者で運転免許証を返納した場合に車が無いと地域の会合に出られなかったり、病院にも行けなかったりとどこにも行けなくなる。バス・タクシー券のような高齢者の行動を制限するようなものは厳しい。

 - (2) 地域包括支援センターさぎの宮を視察して
 - ・対応件数の増加や内容の多様化もあり、5名の人員では大変ではないか。
 - ・こうした相談窓口がある事を地域の方にも広めていきたい。
 - ・さぎの宮では、子どもからお年寄りまで幅広くかかわっており、とても良いと感じた。
 - ・体操教室に、男性が多く参加していることに驚いた。

6 健康寿命増進について（まとめ）

今年度は、健康づくり課、長寿保険課の実施事業について説明を受け、様々な取り組みを実施しているものの関心の低い方への周知のむずかしさや高齢者人口の増加と同様に増加している認知症を患っている方への対応方法など意見交換がなされた。

また、高齢者の相談窓口として設置された地域包括支援センターを視察し、実際の相談内容や件数、それらに対する対応など現場の実状を聞くことができた。

これらの活動から、官民様々な取り組みを実施していること、それらの周知のむずかしさ、認知症に対する関心の高さを再認識した。

今後、高齢化が進み、平均寿命も延びていくという状況の中、健康寿命を増進することは、これからの高齢化社会にとって重要なものであり、健康寿命の増進には、高齢者だけでなく、若い世代に向けても啓発する必要があること、さらに、より多くの方が認知症に対する理解を深めるといったところが不可欠であると考えている。

7 次年度に向けて

次年度に向けて以下の課題を提案します。

☆ 健康寿命増進に向けての取り組みの周知について

官民それぞれの取り組みについて、現状の周知方法を確認し、より効果的な啓発方法や若い世代への啓発などについて検討を提案する。

☆ 認知症に係る取組みについて

認知症の方本人に対する接し方や家族の方が抱える不安、重度化の予防など認知症全般について、さらに詳しく確認し、知識、理解を深めていくことを提案する。